大和メディカル株式会社 通所介護事業所

デイサービスグランドホーム樫の木 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 大和メディカル株式会社が設置する通所介護事業所 デイサービスグランドホーム樫 の木 (以下「事業所」と言う)が行う指定通所介護事業 (以下「事業」と言う)の適正 な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所介護従事者が、要介護の状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従事者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を的確に把握し、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
 - 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携 を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 デイサービスグランドホーム樫の木
 - (2) 所在地 山形県山形市桧町一丁目10番10号

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の種類、職員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管 理 者 1名 常勤兼務(生活相談員、介護職員兼務)
 - ・管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、利用者に応じた 具体的な通所介護計画の作成等を行う。
 - (2) 通所介護従事者

生活相談員 1名以上(介護職員兼務)

・利用者様及びご家族の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。

看 護 職 員 1名以上(機能訓練指導員兼務)

利用者様の衛生管理、看護業務を行う。

機能訓練指導員 1名以上

・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、利用者様の個々の状況に 応じたプログラムの作成及び機能回復訓練の指導を行う。

介 護 職 員 3名以上

・利用者様の衛生管理、及び日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から土曜日(12月31日、1月1日・2日を除く)
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。 サービス提供時間 午前9時45分から午後4時00分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は25人とする。

(指定通所介護の内容)

- 第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。
 - (1) 日常生活上の世話及び機能訓練
 - (2) 食事の提供
 - (3) 入浴介助
 - (4) 送迎
 - (5) 生活に関する相談・助言

第8条 通所介護計画の作成

- 1 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている 環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内 容等を記載した通所介護計画を作成することとする。
- 2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス 計画の内容に沿って作成することとする。
- 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。
- 4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画 を利用者に交付することとする。
- 5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行なう。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、山形市を区域とする。

(指定通所介護の利用料金)

第10条

- 1 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。)
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎費は、1回の利用につき300円を徴収する。

- 3 前2項のほか、利用に応じて次の料金を徴収する。
 - (1) 昼食の提供にかかる費用 1食につき640円 おやつ代 1食につき80円
 - (2) レクリエーションやクラブ活動にかかる実費
 - (3) サービス提供に関する複写物の交付にかかる実費 1枚につき10円
- 4 キャンセル料について
 - (1) 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更がある場合 にはサービスの実施日の前日までに担当の介護支援専門員と調整のうえ、事業者に申 し出があった場合にはキャンセル料は無料とする。
 - (2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出があった場合、取消料として重要事項説明書に定める料金を徴収する。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合には キャンセル料は無料とする。
- 5 前4項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他や むを得ない事由がある場合、相当な額に変更することとする。その場合事前に変更の内 容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに利用者に説明することとする。
- 6 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明 をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条

- 1 利用者はサービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示することとする。
- 2 利用者は事業所内の設備や器機は本来の用法に従って利用すること。これに反した利 用により破損等が生じた場合、弁償することとする。
- 3 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの 他の利用者に迷惑となる行為は禁止する。
- 4 利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者 等の生命・身体・財物・信用等を傷つけたり著しい不信行為を行うことを禁ずる。尚、 契約の際にはその内容を説明し、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合には 2週間以上の予告期間を設け契約を解除することができることとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 通所介護従事者等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が 生じたときは、速やかに家族へ連絡、主治医、担当の介護支援専門員に連絡する措置を 講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策および感染症対策)

第13条 非常災害に関しては、大和メディカル株式会社で定めてある消防計画によるものとし、 毎年定期的に、避難、救助、その他必要な訓練を行う。また、感染症拡大や大規模災害 に備え発生した場合でも可能な限り必要なサービスが継続的に提供できるよう業務継続 に向けた計画等の策定や研修・訓練の実施を行う。

(その他運営についての重要事項)

- 第14条 事業所は、通所介護従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2)継続研修 研修計画に基づき概ね月1回

第15条 個人情報の守秘義務について

- 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負う。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契 約の内容とする。

第16条 苦情処理

- 1 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。
- 2 指定通所介護事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する こととする。
- 3 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 4 指定通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。
- 5 指定通所介護事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民 健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するととも に、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指 導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 6 指定通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項 の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告することとする。

第17条 記録の整備

- 1 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく こととする。
- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存することとする。

- (1) 通所介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第18条 虐待の防止のための措置に関する事項

- 1 指定通所介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の 整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じることとす る。尚、研修の実施にあたっては、事業所内研修の他、介護事業部において設置して いる委員会による研修にも従業者を参加させることとする。
- 2 事業所における虐待防止責任者は管理者とし、虐待と疑われる事案が発覚した際には、介護事業部で定めた「高齢者虐待に関する指針」に基づき、原因の究明および関係機関への報告を行い再発防止策を講じることとする。

第19条 地域等との連携の強化

1 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な 活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めることとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

平成27年4月1日 一部修正

平成27年8月1日 一部修正

平成29年8月1日 一部修正

平成30年4月1日 一部修正

令和元年 10 月 1 日 一部修正

令和3年4月1日 一部修正